

様

大阪市長

難病の患者に対する医療等に関する法律第 1 4 条第 1 項の
規定による指定医療機関の指定について

年 月 日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 1 項の規定により、年 月 日付けをもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 名称、所在等法第 1 9 条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 2 6 年厚生労働省令第 1 2 1 号）第 3 5 条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第 1 5 条の規定に基づき、年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成 2 6 年厚生労働省告示第 4 3 7 号）により特定医療の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地